

南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務仕様書

1. 基本的条件

市有バスを安全かつ適正に運行及び管理するため、「南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務委託条件」（別紙1）に掲げる事項を全て満たすこと。

市が指定する条件を満たしていることが確認できる公的証明書等の書類を提出すること（「南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務に係る提出書類一覧」（別紙2）参照）。

2. 使用車両

市有バス1台を使用する。受注者は、車両を適切に管理し、常に安全な状態を保持すること。

（1）マイクロバス

（京都 200 さ 2375）（29人乗り） 長さ 699cm 幅 203cm 高さ 256cm

年式：H28 車名：日野 型式：SPG-XZB50M

3. 車両保管

受注者は、市有バスを適切な車庫に保管し、盗難、事故及び破損の防止に努めること。また、車庫は運行出発地点まで概ね1時間以内に到着できる場所とする。

4. 安全運転に関すること。

乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。

5. 整備管理に関すること。

車両は、道路運送車両法等法令に基づき、常に適正に整備すること。

市有バスの日常点検、定期点検、車検整備及び故障修理等については、受注者で対応すること。

日常点検、定期点検、車検整備及び故障修理等に係る経費については、発注者負担とする。

6. 車両清掃に関すること

受注者は、車両の清潔を保つため、必要な清掃を実施すること。

7. 事故対応に関すること

事故が発生した場合、受注者は負傷者の救護及び二次事故防止措置を講じ、警察への通報を行ったうえで、発注者へ速やかに連絡した後に、事故報告書を速やかに作成し発注者へ提出すること。

8. 記録の保存

受注者は、運行記録、点呼記録、アルコールチェック記録、事故記録を作成し、

1年間保存すること。

9. 発注者負担経費

発注者は、有料道路通行料、駐車場代、宿泊時の乗務員宿泊代、車検代、修理代、重量税、自賠責保険、任意保険について負担する。

運行時間は、車庫を出発し車庫へ入庫した時間とし、運行経費は、1日当たり4時間55分未満または、4時間55分以上8時間55分未満の区分とする。8時間55分以上については、1時間当たりの追加料金を支払うこととする。運行指示後未運行に終わった場合、車庫から出庫していない場合は無料、出庫した場合は有料とし、上記時間を適用する。

10. 関係法令の遵守

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及びその他関係法令に遵守し、車両の運行管理を行うこと。

11. 運行見込み（1か月当たり）

4時間55分未満	0回
8時間未満（4:55時間以上8:55時間未満）	20回
8時間以上（8:55時間以上）	20時間
走行距離数	2,090Km

※ 使用回数、超過時間及び走行距離数に変更が生じた場合も、単価の変更は行わないものとする。

12. 業務内容

木津川市立南加茂台小学校区の旧当尾小学校区から通学する児童輸送に係るバスの運行管理業務を委託するものである。

(1) 委託の基本方針

- ① 受注者は、児童の登下校における運行業務を安全かつ確実に行うこと。
- ② 受注者は、道路交通法及び関係法規・規定を遵守し、運行にかかる発注者の方針に沿って、その業務を忠実に実行すること。
- ③ 受注者は、車両（マイクロバス）を安全かつ適正に運行及び管理するため、「南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務条件」（別紙1）に掲げる事項をすべて満たすこと。また、契約後速やかに、木津川市が指定する条件を満たしていることが確認できる公的証明書等の書類を提出すること。（「南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務に係る提出書類一覧」（別紙2）参照）

(2) 運行日

運行日は、原則として土曜・日曜、祝日及び学校休業日を除き、南加茂台小学校の計画により運行する。

1 3. 車両運行計画と受注者の責務

- ① 受注者は、毎月の車両運行計画（前月 20 日頃までに南加茂台小学校から通知）に基づき、運転手及び車両の配置計画を作成し、車両運行に支障がないようにする。
- ② 受注者は、児童が学校到着時、運転者に運行実績表の確認を学校担当者から受けさせることとする。
- ③ 受注者は、業務を円滑に遂行するために、業務現場における運行等受注責任者（以下「責任者」という。）を配置し、学校側の管理者や担当員と送迎車両の円滑な運行のために随時協議を行う。
- ④ 受注者の運転者は、運行中は、常に学校又は教育委員会と連絡を取れる体制にあることとする。

1 4. 違約料

受注者は、発注者の都合により運行が解除されたときは、発注者へ違約料を請求することができる。

南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務委託条件

条 件	内 容
運転者資格について	大型 2 種免許取得者で、過去 3 年間道路交通法上違反のない者であること
	上記運転者を 2 人以上確保していること
運行管理について	道路運送法上必要な運行管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること
	対面点呼を実施していること
	勤務表、点呼表、乗務記録簿等各種書類を作成していること
運行に付随する施設について	大型旅客自動車に対応可能な施設を確保すること（整備点検場・車庫等）
車両整備について	自社又は系列会社に大型旅客自動車の整備に対応できる整備会社があること
	道路運送法上必要な整備管理者を当該バス管轄営業所に 1 名以上常駐していること
社員教育管理について	運転技能向上の為の制度マニュアル等が確立され実施されていること
	指導員による現地巡回指導を実施していること
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等が確立され実施していること
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること
事故対応について	事故解決等の対応能力があること（加害・被害を問わず）
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施していること
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立していること
資格について	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること
実績について	過去 5 年間のうち、バス運行業務委託実績があること（1 契約の委託期間が半年以上の実績）

南加茂台小学校児童送迎バス運行管理業務に係る提出書類一覧

項 目	条 件	理 由	添付書類
運転者資格	大型 2 種免許取得者 で、過去 3 年間道路交 通法上違反のない者	旅客運送は安全第一であり、良 質な運転者を選任する必要があ る	公的証明書等書類添 付(運転免許証及び 運転記録証明書の写 し)
	上記運転者を 2 人以上 確保していること	予備人員を勘案すると、当該運 行には、2 人は必要	
運行管理	道路運送法上必要な運 行管理者を当該バス管 轄営業所に 1 名以上常 駐していること	運行時間中、常時、道路状況の 把握、気象や事故発生時色々な 情報を運転者に指示し伝えるた め	公的証明書等書類添 付(運行管理者選任 届出書、運行管理者 資格者証の写し)
	対面点呼の実施	酒気帯び防止、健康管理等の チェックに必要	始業・終業点呼時、 アルコール検知器を 用いて対面による点 検の実施がわかる写 真等
	勤務表、点呼表、乗務 記録簿等各種書類を作 成していること	乗務員の勤務状況チェック及び 運行状況を把握し安全運行指導 等に対応するため	各種書類の写し
運行に付随 する施設	大型旅客自動車に対応 可能な施設を確保する こと	自動車洗車機もあれば、突然の 車両清掃にも対応可能 整備点検も、素早く対応できる ため	施設の状況を概観で きる写真
	給油所 整備点検場 車庫等		
車両整備	自社又は系列会社に大型 旅客自動車の整備に 対応できる整備会社 があること	大型車の整備点検、修理等が素 早く対応できる(運輸局指定の 車検可能な事)	公的証明書・写真等 書類添付(整備会社 の認証書、指定書等 の写し)
	道路運送法上必要な整 備管理者を当該バス管 轄営業所に 1 名以上常 駐している事		公的証明書等書類添 付(整備管理者選任 届、自動車整備技能 検定合格証書等の写 し、整備点検表の写 し)

項目	条件	理由	添付書類
社員教育管理に関する事項	運転技能向上の為の制度マニュアル等が確立され実施されていること	旅客輸送には、高度な運転技能が必要であり、そのための教育・指導体制を確保する必要がある、指導員などスタッフの常駐も必要 安全運行及び接遇向上のために必要なため	運転技術向上に関するマニュアル等の写し
	指導員による現地巡回指導を実施していること		巡回指導実施要領、結果表等の写し
	接客サービス向上の為の制度マニュアル等が確立され実施していること		接客サービス向上に関するマニュアル等の写し
	労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていていること		健康管理室等を設置し、健康状態等に問題がある人は常務させない等個別指導するためにも必要
事故対応	事故解決等の対応能力があること(加害・被害を問わず)	所有者責任にも配慮し、責任のある解決をする必要がある為(初期から示談まで)	事故防止マニュアル等
	事故防止の為の教育制度や運動等を実施している	安全運行の為	事故防止に関する社員研修実施計画等
	有責事故者に対して研修や処分等制度が確立している	安全運行の為	有責事故車に対する研修計画、処分基準等
資格	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていることによる信頼性を重視し、安全な運行を確保するため	公的証明書等書類添付(道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の免許状の写し)
実績	過去5年間のバス運行業務委託状況(1契約の委託期間が半年以上の実績)	一定期間以上の委託業務の実績による信頼性	契約書等の写し